

役員のための財務税務会社法ニュース

日税マネジメントレポート

今回のテーマ： 役員・従業員への事業承継（親族外承継におけるMBOの活用）

MBOは、上場会社の経営者が実行し、非上場会社化（ゴーイング・プライベート）することを目的として活用されるケースが目立ちますが、後継者不在の中堅中小企業における事業承継（親族外承継）のソリューションとしても有効な手法です。

1 MBO・EBOによる事業承継

親族内に後継者がいない場合、オーナーは、外部から経営者を招へいするよりも、役員や従業員から後継者を選び会社を託すことが多いようです。その場合、オーナーが株式をそのまま保有し続けて後継経営者に経営を委任するという選択肢もありますが、経営権（株式）も後継経営者が保有する方が、会社運営に自由度が得られ、後継経営者のモチベーションも高くなります。

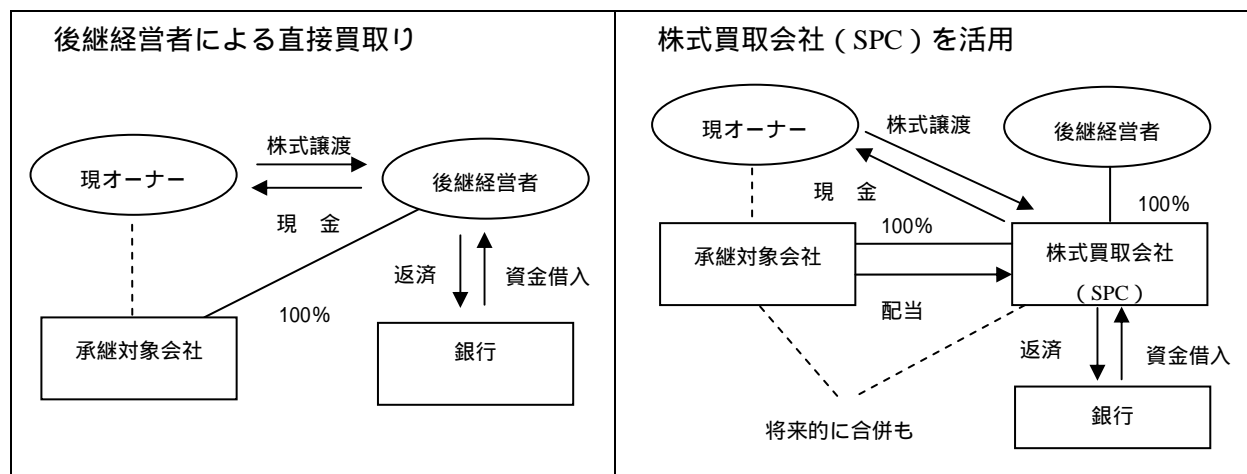
このように、後継者となる会社の運営者（マネジメント）や従業員（エンプロイ）が、創業家（オーナー）から株式を買い取って経営権を取得することをMBO（Management Buy-Out）・EBO（Employee Buy-Out）といいます。

2 親族外承継のメリット

親族外に後継者を求めることで、現オーナーは、後継者として会社を継続・発展させられる人物を能力本位で選ぶことが可能となります。MBOまたはEBOにより創業者や現オーナーは創業者利益を得られ、相続税の納税資金を確保することができます。また、第三者へのM&Aに比べて企業理念や企業文化を承継しやすく、従業員の雇用安定という面でも関係者の理解が得やすいというメリットがあります。

3 MBO・EBOによる株式の買い取り

役員・従業員が現オーナーから株式を買取る方法としては、以下のようなスキームが一般的です。



役員や従業員がMBO・EBOにより事業を承継するには、多額の株式購入資金の調達、経営者の債務保証の引き継ぎ、という問題が存在します。多くの場合、役員・従業員はオーナーから株式を買い取れるだけの資金を有していないため、金融機関やファンドからの資金調達が必要となります。

また、承継対象法人に金融機関からの借入金があり、オーナー個人が債務保証を行っている場合には、後継経営者が債務保証を引き継ぐことが必要となります。

お見逃しなく！

現オーナーの債務保証の引き継ぎには金融機関が難色を示す場合も多いため、MBOの計画段階から金融機関への説明を十分に行い、金融機関の理解を得たうえで実行することが重要となります。